

27 郡 介 第 254 号
平成 27 年 8 月 31 日

各指定通所介護事業者 御中
各指定認知症対応型通所介護事業者 御中

郡山市介護保険課長
(公 印 省 略)

指定通所介護事業所等における宿泊サービスの実施に関する届出について (通知)

このことについて、平成 27 年度介護保険制度改正により、指定通所介護事業所等における宿泊サービスの実施に関する届出が義務付けられました。

つきましては、該当する事業者様におかれましては、下記のとおり届出をお願いいたします。

なお、当該サービスの実施にあたりましては、厚生労働省が定めた指針に沿った事業運営に努めることが求められます。

記

1 開始届出等の届出日について

届出を要する事項	届出日
開始届出 ・平成 27 年 3 月 31 日時点においてサービスを提供している事業所 ・平成 27 年 9 月 30 日までにサービス提供を開始する事業所	平成 27 年 9 月 30 日まで
開始届出 平成 27 年 10 月 1 日以降にサービスを提供する場合	サービス提供の開始前まで
変更届出	変更の事由が生じてから 10 日以内
休止・廃止届出	休止又は廃止する日の 1 か月前まで

- 2 開始届出等の届出先（事務担当）について
郡山市保健福祉部介護保険課管理係 小林
〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号
TEL 024-924-3021 FAX 024-934-8971

- 3 開始届出等の届出の提出方法 持参または郵送
※すでに提出された事業所様につきましても、改めて開始届出を提出ください。

- 4 開始届出等で提出された情報について
開始届出等で提出された情報については、そのまま公表されることがありますので、届出にあたっては記載間違い等のないように御留意ください。

- 5 開始届出等の届出様式及び本通知に係る郡山市ウェブサイトへの掲載について
<http://www.city.koriyama.fukushima.jp/213300/fukushi/kaigohoken.html>
ホーム > 健康・福祉・子育て > 福祉・介護 > 介護保険
> 介護サービス事業者の方へ > 介護保険サービス事業者の申請・届出について

- 6 指定通所介護事業所等における宿泊サービスに係る事故報告について
当該宿泊サービスの提供について、事故報告も併せて義務付けされました。
 - (1) 事故報告の提出先（事務担当）について
郡山市保健福祉部介護保険課給付係 （住所等は上記2に同じ）

 - (2) 事故報告の詳細に係る郡山市ウェブサイトへの掲載について
<http://www.city.koriyama.fukushima.jp/213300/jikohoukoku.html>
ホーム > 健康・福祉・子育て > 福祉・介護 > 介護保険
> 介護サービス事業者の方へ > 介護保険事業所における事故等報告について